

## 秋田県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成29年2月28日

秋田県知事 佐竹 敬久

### 1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県道	旧	西目屋二ツ井線	山本郡藤里町矢坂字上如来瀬岱31番1地先から如来瀬口1番1地先まで	10.59～24.77	0.249
	新	西目屋二ツ井線	〃	12.90～28.75	0.249

### 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田県山本地域振興局建設部用地課

(2) 期間及び時間 平成29年2月28日から同年3月13日までの午前9時から午後5時まで(日曜日、土曜日を除く。)